

議員定数検討特別委員会

平成25年11月18日午後1時30分から委員会室で開かれた。

1. 出席議員

宮崎 和彦	◎中川 靖広	吉野 俊明	伴 吉晴
嶋田 善行	小野 隆雄	坂口 徹	飯高 昭二
辻 善次	○里川宜志子	木澤 正男	木田 守彦
中西 議長			

2. 欠席議員

小林 誠	紀 良治
------	------

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後 1 時 3 0 分）

署名委員 嶋田委員、小野委員

委員長

皆さん、こんにちは。

定足数に達しておりますので、ただいまより、議員定数検討特別委員会を開会いたします。

なお、小林委員、紀委員から欠席の通告を受けております。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、嶋田委員、小野委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

それでは、本会議から付託を受けました発議第 4 号、斑鳩町議会の議員の定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

前回の委員会においても、いろいろとご意見をいただいておりますが、引き続きご意見をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

飯高委員。

飯高委員

きょうは、この特別委員会というのが第 3 回目に当たるわけです。第 1 回目のときにですね、いろいろと意見を言わせていただきまして、今般のやはり地方分権が進められているというのは皆さんご承知のとおりです。また、議会においては、やはり議会改革をどう進めていくのかというのもやっぱりいろいろ背景にあるというのも認識をいただいております。

その中で、やはり議員定数について、その議員定数の加減が問われている状況となっていると私は思います。町村議会の意識調査によりますと、今現在、1 町村あたりの条例定数、これ平均ですけども、12.8 となっていると、これ報告されている、現実はそういうふうになっている。さらに、前にも申しあげましたように、やはり議員定数の法定上限値の撤廃、議会として最低何人が必要であるのか、また、人口においた適正規模がどうなのかというのが問われているわけです。

しかしながら、前も申しあげましたように、合理的な根拠がないというふうに言われています。前回の委員会でですね、その根拠はどういうふうにあるのかということを問われるわけですが、その間ですね、私もいろいろと調査をしながら考えてまいりました。今回、13名という定数が提案されているわけですが、以前にこの議員定数の、この議員必携にも書いてありますように、人口によってその値が決められていたというのが現実です。それはそのときはやはり簡単に決められて、あとはもう調整されたという形で各議会がだいたい人口規模に応じたその数値が出されていたと思います。しかしながら撤廃されてからいろいろと議員定数の削減の中で、いろいろ奈良県内において削減が多くされる中において、まちまち、人口と財政規模とか面積とか、もうその中においての定数の値がどういうふうに比例しているのかも何も根拠付けがないという状況になっています。

その中において、なんとかその今回のその数を見出すのはどういう根拠があるんやということで、私なりに考えたのが1つあるんですけども、それは、やはりまずは人口というのが基本にあるんだなと思います。それだけではないんです。例えば、奈良市では39名の定数がいます。人口で割りますと9,400。定数で人口を、議員定数の1人あたりが受け持つ人数って、これはもう単純なんですよ。9,400人。大和高田は18で3,900人。また、三郷町では12人の定数で2,000人。大和郡山市では24の定数で3,750ということで、いろいろ調べてみたんです。その中において、一番斑鳩町の人口と近い市町村の1人当たり受け持つ数を調べてみますと、宇陀市では2,200人、1人。16人の定数ですが、葛城市は15人の定数で2,400人ということで、上牧町では12人の定数で1,900人と、これはもうざっとした数値ですが、それをだいたい上と下の幅、2,400人から1,900人ということになっているんです。その平均をとりますと、だいたい単純に言いますと2,150人。1人が、今の現状です、受け持つ、議員が受け持つ人口でいうと2,150人。これ、割り戻したら13.2になるんです。これがたまたま13に近い。先ほど

言いました町村の議会意識調査によると12.8と。だいたい13人ぐらいになっているなど。これは数合わせをしたのでもなんでもないわけです。たまたまこの形になったということです。だから、前はここに書いてありますように18人近くあったんですかね、撤廃するまでは。だけれどもやっぱり今現状の議会の数をもってすると、やっぱりそういう形になる、あくまでもこれは概算です。

それと、各議会においての常任委員会の数なんですけども、調べてみますと、5人、6人、7人という委員会があるんですけども、ほとんどが6人が多数を占めていると。これはたまたまそういうふうに見ていくとそういうふうになると。これを見ていきますと、やはり、値でいうのはなんですけども、近い数字が出ているのかなと。場合によっては五條市さんなんかは、きのう選挙ありましたけども、15から12、人口が34,000人なんです。それと、1人の受け持つ人数が2,800人なんです。面積も広いし、その中において12人でやろうとする、その議員さんのね、熱意がわかるんですけども、その中で、今回、13というのは、これはまあ言えば近い値になってるからうんぬんじゃないんやけども、妥当な近似値というか、値であるかなとは思います。

やはり、いろいろと今までから定数削減についてどういう数値を求めていくかとした場合に、やはり近隣の市町村における数を基準に参考にしたそうですね、アンケート調査があったとしたらそういったものを見たり、やっぱり民意をどういうふうに反映していくかというね、こともやっぱり考えた中で、皆さんが思い思いの中で人数を決定されると。

それで、この議員必携にも書いてありますように、撤廃されるというのがやはりこれから各議員一人ひとりのやっぱり自己決定権という観点から撤廃されるということでね、書いてありますね。そうするとやっぱり住民アンケートもいろいろありますけども、やはり一人ひとりが住民に近い議員で、声を聞いたり意見を聞いたり、また削減のことについてはこうやと、いろいろこう聞いたりされている現状の中において、やはりそれは一人ひとりの自己決定権によって、何人だったらいけると、またそれでいくというね、これも各議員さんによって各々違います。住民

の意見を聞いてもそれがいいのか、どう判断していくのか、各議員さんによってこれが違います。と同時にやはりこの議員定数についても、いろいろなその判断の中で、各おのおの議員がやっぱり削減をしていく、いや、しなくてもいいとかいう意見はありますけども、各おのおの議員における住民の立場、視点から考えた場合に、やはり今回提案されている13名というのは、これは先ほど言いました数と、また、今回の委員会、6名でできるという可能性は十分に考えられるということから、今回提案されているわけです。

皆さんの意見はいろいろあると思いますけども、私はこの13名が決して外れた人数ではないということを思いますので、そういう意見を申しあげておきます。

委員長

木澤委員。

木澤委員

これまでの議論の中で、一定、提案者の議員の方から根拠を示してほしいということで、一定、まあ根拠ではないけども飯高委員の考え方ということでお示しいただきましたけども、私、前回の委員会のときにですね、削減ありきの議論になってはいけないと思うというふうに発言をさせていただいたと思うんです。住民の皆さんが、声としては削減の声があると。ただ、なんで削減が必要なのかというところについては、やっぱりそれぞれの議員が聞くというふうにもおっしゃいましたけども、議会としてもやっぱりきちっと調査をするということが必要かなというふうに思うんです。果たしてだから議員を削減すること自体が住民の要望に対して応えることになっているのかどうか、そのところを検証しないまま、私はこのまま議論を続けて、一定、数がなんぼやったらいいということの結論は出ないというふうに思うんです。

ですので、委員長のほうで12月議会で一定議論をまとめていきたいということでおっしゃっていただけてますけども、もちろんそれまでの期間にできるんだったらいいんですけども、改選までということ考えますとまだ期間はありますんでね、何人がいいかというアンケートをす

るとやっぱり削減ありきっていうふうになってしまうと思うんで、なんで、まあ例えばの話ですけども、調査をするんであったら、議員定数ついてどう思いますかと、それで削減というふうにおっしゃるんでしたら、なぜ議員を削減する必要があるかということについても、例えばの話ですけども、財政の問題とか、あとはよく私もお聞きしますけども、議員といっても何もしてないじゃないかというような声も直接いただいたりするんです。そういう声の中で、どういうことが住民の皆さんの要望なのかと。

こちらのほうとしても議員改革の、議会改革の中で、住民の皆さんに議会活動をより知っていただくという活動を強化しようとしてますけども、やはりまだまだ我々議員の個人の活動もそうですけども、議会としてどんなことをしているのかということが住民の皆さんには見えないというのが、その議員を削減せよという声の中にもあると思うんです。

ですから、そういうことであれば、議会でどんなことをしているのかより知っていただくことで、あ、議員定数削減じゃなくて、もっとこうしてほしいというような、私は、答えが出てくるのじゃないかなと。今、例えばの話でさせていただきましたけども、やはりそういう形で、住民の皆さんが望んでいることに果たして定数削減することが応えることになるのか、そこもよく検証した上で、私は結論を出していくべきだというふうに思っています。

委員長 小野委員。

小野委員 今、飯高委員から、前回は沈黙を保っておられた委員さんから、提出者の1人から、いろいろな数字を並べていただいて、13人ですか、これが一番妥当な、近隣からも勘案したら妥当だということではいろいろ意見を述べていただきましたけど、私は全く、前回に誰かにも答えましたけど、的外れもいいところ。議会というもの、議員というものを何と心得ておられるのか。人口1人当たり受け持つ、その人数を割り出してきてね、何の議員としての活動ができるんですか。住民を1人ずつ・・・

するために議員ですねん。町という地方自治体の最終意思決定機関を合議体です、執行部に対抗して、対抗じゃなくて一緒に考えて合議体で意思決定をする機関である、そこの一員が議員だと、そういうことをしっかりと認識してもらいたい。それからの出発の言葉で話ししてほしい。人口が何人だからと、上限は撤廃されました。今までは人口何人の自治体は何名を限度とするという、それが上限を撤廃したというんです。人口とは関係ないんです。意思決定機関、機関の機能を保つためには何人が必要なのかということを議論しなければいけない。

そして、複数制の常任委員会。これも今までは1人の議員が1つの常任委員会に所属すると。これはなぜか。委員会で、その専門性という言葉もたくさん出ています。専門性を出すために、2つの委員会に所属することはやはり好ましくないだろう。だから1人の議員は1つの常任委員会に所属するというように地方自治法は決めていた。ただし、市町村の合併議論があった中で、なかなかそれが進んでいかない。そしたら議員がやはりなかなかそれを進めていかない。そしたら住民に対応するために議員定数を下げていこうと。そしたら議員定数を下げていく中で、常任委員会が成立しないではないかと。そういうことで複数制を採用、自治法が改正されたんですよ。

だから、下げていってその機能を保つためには、1議員1常任委員会というのを撤廃しなければ議会ではなくなってしまうということになってくるんです。だから、この今、提出者の方のこれ、前回の読ませてもらってもね、まったくそのポイントがそこでずれているんですよ。だから今、木澤委員が言っているように、議員定数を下げる、減数ありきで、こうして要約をつくってこられている。だからここに矛盾が生じてくるんです。

私はそのことで前回には根拠を示してくださいと。そのとき、そのときにいろいろその意味は、答弁は言ってもうてます。だけど、伴委員はね、人数が少ないところでも議会は動いてますやんかと、回ってますやんかと。だけど、それは違いますよと。よその自治体はそれでそのままやっておられるんですよ。だから、他の自治体で12人でその議会は潰

れてません、はっきり言って。せやけど実際の議会としての審議する内容、審議できる状態かということになったら、それは違いますと。議会が設立されている意味をしっかりと受け止めて、議員が何人以上でなかったら正常な委員会中心主義をやっていられない。何回もこの、これ読んでもらえましたか、皆さん。提出者の方。だから、それをもう1回読んでもらって、皆4人でもう1回協議してくれはったらよかったんです。

それで、13名の根拠を示すために、今、1人の議員が受け持つのがこんな平均だと。だから13人でちょうど平均的な数字になる。それだからそれが根拠付けではないやろうけど、これが平均値だと。ということは、議会がどういう働きをしなければいけないのか、どういう使命を帯びているのかということは一切その中には含まれていないんですよ。

だからこそ、今、わかりました。私は前のときにこの要旨の中で、1票の格差是正のため0増5減の定数減、そういう世相のことを言う。あれは国会議員とかね、それは選挙区があるんですよ。だからそこでの1票の格差ということが保たなければいけないという、それをもっている。斑鳩町は1選挙区です。ここに1票の格差っていう、こんなことは出てこないんです。そういう考え方からこれ、要旨をつくっておられて、この議員提案されているということ。このことをしっかりとね、もう一度練り直してください。

それで、前回のこの、皆さんあれかな、提出者の方々、少なくとも、やはりこのときの議論している内容をペーパーでもう1回見ておられるんやと思いますけどね。何かおかしいところなかったですか。そのまま何か根拠示せと言われてるからということで、今、1人の提出者からその人数については、これは出しておられる。私はこのことについてもね、委員会中心主義を堅持するためにはと最後に書いておられる。委員会中心主義をとる当議会においては、ただ議員を減らしさえすれば良いとは思いません。信頼される議会運営を行い現行の複数常任制度でぎりぎりの数がこれやと。これは私は、あのときも何回も言うてます。四六、二十四や、その12やと、そういうやり方でしょと。だけど、1

3人の議員定数の中で6人の委員会は、委員会に付託しているということは、これは委員会中心主義の原点から言えば間違ってますとはっきり言うてますよ。そのことをしっかりともう一度考え直してほしい。

また、今、ちょっと発言しかけたので言いますけどね、この中でね、辻委員はね、里川委員がおっしゃったことに対してかな、議員定数削減ということは、財政削減できるのは削減できますけど、財政的に厳しいということではしていませんと。そしたら、ここには確かに財政的に厳しいということは一切謳っていません。そしたら削減することにあたって、削減することによって財政的に楽になるんです、2人でも減らせば。だけど、要旨には確かに書いていない。だけどこの裏には財政的なということも含まれている。だからこういう説明は、これははっきり言いまして、議員定数削減ということについて財政的にというのは、これは前回にあったんです。財政的にもやっぱりやろうということですね。財政検討委員会ということも開いていた。だから議会も財政的にも考えていこうということで、何回も言うてますが、1人削減、1人分のと、やったと。今その財政的には何も無いのやったら何もする必要ない。だから、この要旨の矛盾、組み立て、根本的な考え方、それをきちっとやっぱり示してもらわないかん。私はそう思います。

委員長はね、最後のほうで、提出者の方もある程度、根拠ない、根拠ないってことを言われてるんで、そういう根拠出せるのであれば、出していただきたい。こういう根拠やから議員発議することにしたんやということを、示せるんやったら示してもらえたらどうと。まあ、示せえへんのやったら示せやへんでも、それはそれでええですけどねと言ってはるね。その根拠も示されないのをこういう議案として出してくるということはね、こういうことを審議するのは本来はおかしいんですよ。だけど、私は最初にも言いました。前回にも言いました。議員発議ということ否定するわけではありません。議員発議をしてもらうということに対してはね、私はいいことだと思います、しかし、しっかりした根拠を組み立てて、議会というものはどういうものかということ。それらをきちりと組み立ててね、出してもらいたい。

だからこの要旨なんかでもね、皆4人の考え方がね、揃ってないように思います、根本的にね。この内の1つが私は賛成するんだから、こういうことについてやる、だけどね、きちっとした要旨でなかったらね、それらを審議すること自体が私は議会の、それらを議会が空転しているという、そういう形になってくるんです。それらについて、やはりちょっとお願いいたします。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

その要旨について、私は矛盾しているとは一切思っておりません。

まず、国政についての0増5減ですか、1票の格差であって、0増5減をその当時に政府は言っておりました。これ、考え方によったら、0減5増でもいいんです。1票の格差なくすためにはふやしてもええわけなんです。それを5減、減らすということを言っていることは、基本的には国民の意識が。

小野委員

1票の格差ということが、私は斑鳩の町議会の議員定数のことに対して、こういうことが出てくることがおかしいと言っているんです。

嶋田委員

1票、ふやしてもええわけなんですね。それをなぜ減らすほうに持っていったかっていったら、国民の意識が、多すぎると、議員の数が。議員定数というのは、神聖なものではないわけです。どういう理由であれ、減らすことができれば減らすと。そういう意味で僕は政府は0増5減と、減らすほうに向いたと、そういう意味でその要旨には書かれてあると。

それと、根拠、根拠とおっしゃいますが、根拠というのは、僕はこの10年間のこの議会に寄せていただいて、16名、途中から15名になりましたけども、多いんやと、そういう考えに至っております。それが根拠です。

小野委員 1票の格差ってね、どことの差なんですか。斑鳩町議会とどことの差なんですか。それを言っているんです。

嶋田委員 1票の格差でもって、国はふやすんやなしに減らすほうに持ってきた。すなわち定数というのは神聖なものではない。そういう意味でその要旨に記されてあると。

小野委員 国は、国会議員はね、選挙区があるんですよ。そしたら住民の選挙権、これは憲法で保障された選挙権です。それを1人の議員に対しての人口が、割合が、他府県との選挙区との格差があるからこれを是正しなさいとなっておるんですよ。それをなにも地方議会でね、選挙区ない、1つの選挙区です。これを今、飯高委員がおっしゃったように、例えば三郷町の人数割でいったらこうやと。だからそれに合わさなければと。これが格差なんですか。

委員長 ちょっと休憩しますわ。

(午後1時58分 休憩)

(午後2時44分 再開)

委員長 再開します。 小野委員。

小野委員 いろいろ、3回目の議論ということで、いろいろまあ意見も出たと思いますねんけどね、私は前回にもその根拠を示してほしいということで、まあ、すぐにはそれは根拠は出てこないんだと、そういうようにまとめ、まあ4名の議員提案ですから、4名の意見調整もしなければいけないということで、今回は出てこないんだということは思っておりましたけどね。前回の議事録で私がどういうことを言おうとしているのか、またきょうもいろいろなきついことも言ってますけども、それらのことも斑鳩の町議会の名誉にかけてね、やっぱり議員提案してきているとい

うことで、その根拠を、4人で統一した根拠をできれば文書で出してい
ただきたい。次回の委員会にそれをもって説明をしてほしいなと、そう
いうことをお願いします。

委員長 木澤委員。

木澤委員 私のほうからも、先ほどから提案させてもらってます住民の調査です
ね、意識の。よそのところでやっている例いくつか紹介しましたけど
も、私も調べて、どういうことやっているのかというのは、次の委員会
までに委員の皆さんにお出ししたいと思いますんで、だからそれでそう
いう調査をするのかどうかを次回検討していただきたいなというふうに
思います。

委員長 今の時点で、何もあがってきていないときに、議員定数のあり方いう
形で議会運営委員会で協議してもらっているときに、そういうことを考
えたらいいのかなと思うけども、もう13人にするということで議案あげ
られているんで、今、調査して15がええのか13のほうがええのかと
いうアンケートとってももう遅いのかな。逆にさっき小野委員言わはる
ように、まあ木澤委員も言っているけど、住民に説明できるような理
由、聞かせてもらえるなら聞かせてほしいということで、小野委員もお
っしゃってますんで、それを提出者の人をお願いしておいて、まあ出て
くるか出てきやへんかはわからへんけど、一応出せるものやったら出し
てもらおうようにお願いして、もうきょうはちょっと閉会したいと思いま
すけど、どうですか。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、次回は、12月11日、午後1時30分から開催いたしま
すので、ご出席をよろしくお願いいたします。

それでは、これをもって本日の議員定数検討特別委員会を閉会いたし

ます。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時 4 7 分 閉会)